

新潟県条例第4号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(納入方法)					(納入方法)				
<p>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りでない。</u></p>					<p>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、<u>別表第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りでない。</u></p>				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
20	砂利採取法第15条第1項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験手数料		1件につき <u>8,100円</u>	20	砂利採取法第15条第1項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験手数料		1件につき <u>8,000円</u>
(略)					(略)				
43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) (略) (2) 住宅部分で <u>モデル住宅法等による基準（基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。）又は仕様基準（同号ロ(3)の基準をいう。）</u> に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略) (3)・(4) (略)	43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) (略) (2) 住宅部分で仕様基準（ <u>基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準をいう。）</u> に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額 ア～カ (略) (3)・(4) (略)
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第6号の表43の項の改正は、公布の日から施行する。